

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の人口は増加傾向にあり、平成 27 年国勢調査の結果では、約 34 千人となっています。年齢別の人口を年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）、老年人口（65 歳以上）に分類すると、本町の年少人口割合は兵庫県及び全国の平均値に比べて、高い状況あるものの、平成 27 年度と平成 22 年度の本町の年齢別人口を比較すると、生産年齢人口、年少人口が減少傾向にあり、その一方で、老年人口の増加が続いていることから、少子高齢化が緩やかながら進行している状況といえます。

また本町では、令和 2 年をピークに人口減少局面を迎えると予測されています。

一方、産業面においては、製造業や卸売・小売業、サービス業を主要産業としており、従業者数は約 13 千人、事業所数は平成 13 年をピークに減少傾向にあります。

雇用者の産業大分類の内訳は、男女ともに第2次、第3次産業が約99%を占めています。

今後、少子高齢化及び人口減少の進行に伴う、人手不足、働き方改革への対応等厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の飛躍的向上を図り、当町の地域経済の発展を促進させる必要があります。

(2) 目標

本計画策定により、地域経済を支える産業の振興を図り、事業所数の減少へ歯止めをかけ、地域に魅力ある多様な就業の機会を創出し、地域経済の発展を目指す。

そのために、計画期間 5 年間で、町内事業所数約 1,200 社の約 2%にあたる、24 社の先端設備等導入計画認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当町における産業全体の活性化を図り、地域経済の発展を実現させるため、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。ただし、太陽光等発電設備については、自ら消費する設備及び余剰電力の売電収入を得るための設備を対象とし、それ以外の目的で設置される設備（全量売電

設備であって土地に自立して設置するものなど)については、主たる業務の労働生産性の向上に直接寄与しないことから対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

当町における産業全体の活性化を図り、地域経済の発展を実現させるため、町内全ての地域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

当町における産業全体の活性化を図り、地域経済の発展を実現させるため、町内全ての業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。